請 願 文 書 表

令 和 ５ 年 第 ５ 回

熊 谷 市 議 会 定 例 会

目　　次

請願第　４号　　国へ「全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書」の提出を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
請願第　５号　　埼玉県知事へ「発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書」の提出を求める請願・・・・・・・・・・・・・４

請願第４号　　令和５年１１月２７日受理

件　　名　　国へ「全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書」の提出を求める請願

請　願　者　　熊谷市広瀬４１２－４　埼玉土建熊谷支部内
熊谷地域労働組合連合会
議長　竹内　悟

紹 介 議 員　　白根佳典

要　　旨　　別紙のとおり

付託委員会　　環境産業常任委員会

【件　　名】

国へ「全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

中央最低賃金審議会は、２０２３年度の最低賃金について、Ａランクで４１円、 Ｂランク４０円、Ｃランク３９円を目安に引き上げるよう厚生労働大臣に答申しました。その結果、各地方審議会でも審議が進められ、全国平均で最低賃金は１，００４円となりました。しかし、最高額の東京都１，１１３円と最低額の地方８９３円とでは２２０円もの格差があり、決して十分な引き上げではありません。東京都と隣接してＡランクに位置付けられている埼玉県の最低賃金は １，０２８円に引き上げられましたが、東京都との格差は依然として８５円となったままです。

政府の経済財政諮問会議では、東京一極集中の是正や地方の最低賃金の引上げ及び地域間格差の是正は喫緊の課題となっています。賃金が低い状況や格差が放置されればその地域は発展から取り残され、経済発展を妨げることになります。同時に賃金の高い東京都及び大都市圏への若者を中心とした労働者の流出が生じる結果をもたらすことになり、地方のさらなる衰退を招くことは明らかです。そうした状況を防ぐためにも全国一律最低賃金制度の実現は極めて有効な施策であると考えます。

地方では若者の大都市圏への流出と高齢化により経済の疲弊が目立つようになっています。こうした状況を改善するためには、ＧＤＰの約６０％を占めるといわれる個人消費の拡大につながる最低賃金の引き上げと地域間の格差是正が求められています。

一方で、全国一律最低賃金制度が実現された場合、地方の中小企業をはじめとする雇用者にかかる負担への対応は解決すべき重要な課題で、国は、事業者に対して長期的展望と安定的、継続的な支援策を講じることが必要となってきます。しかしながら、現在の物価高騰により消費は低迷し、日本の経済状況は特に地方で深刻になります。こんな状況であるからこそ、労働者の賃上げは最優先の課題であると考えます。

現在のこの状況を打開し、日本経済を、地域を基盤として活性化させるためにも、最低賃金の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実現を強く求めるものです。

【請願事項】

「全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書」を国に提出すること。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願します。

請願第５号　　令和５年１１月２７日受理

件　　名　　埼玉県知事へ「発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書」の提出を求める請願

請　願　者　　熊谷市籠原南１丁目１３３
熊谷市私立園長会
代表　　飯塚香織

紹介議員　　中島千尋、影山琢也、大久保照夫、林　幸子、黒澤三千夫、桜井くるみ、小島正泰、臼杵　健

要　　旨　　別紙のとおり

付託委員会　　市民福祉常任委員会

【件　　名】

埼玉県知事へ「発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

発達障害児に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別支援を行うなどの対策が欠かせません。

平成１６年１２月に発達障害者支援法が制定され、平成１７年４月から施行されました。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

現在、埼玉県では「安心・元気！保育サービス支援事業」が実施されていますが、今年度より障害児保育事業において、「発達障害者支援法に規定する発達障害の「疑い」では、補助金の対象にならない。」ことが示されました。このことは、平成１９年度から重度・中度に加えて軽度の障害児の保育に対応する保育士の加配について、地方交付税による財政措置がされたことに加え、本来の発達障害者支援法第１条の目的である「早期発見・早期支援」、第５条第３項「市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第１４条第１項の発達障害者支援センター、第１９条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関を紹介し、又は助言を行うものとする。」同条第４項「市町村は、前３項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。」とした考えから逆行します。

就学前の段階では、子供の可能性を信じ普通学級を期待するのが、保護者の心情だと思います。また医師としても、保護者の感情や、成長過程にある乳幼児に対して「障害児」として断定的な診断はしづらい現状であり、就学前においては、「疑い」にとどめることが子供にとっても望ましい場合もあります。

また、保育現場においては「障害児」と「障害児疑い」ではほとんど差がなく、「障害児」同様に、場合によってはそれ以上の関わりが必要となり、補助要員を付けざるを得ない状況にあります。

以上のことを踏まえ、発達障害者支援法に規定する発達障害の「疑い」に対して埼玉県の障害児保育事業実施要綱第３の１「対象児童」の（エ）に「その

他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関から認められた児童」の内容を鑑みて頂き、発達障害「疑い」の場合も障害児保育事業の補助対象として頂きますよう強く要望致します。

【請願事項】

埼玉県の「安心・元気！保育サービス支援事業」における「障害児保育事業」の対象者に、発達障害者支援法に規定する発達障害を有すると医師から診断された児童に加え、「発達障害の疑い」がある児童についても認めていただくよう埼玉県知事へ意見書を提出すること。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。